（労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官、労働環境技術活用推進官及び産業保健企画官）

第九十八条　船員政策課に、労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官、労働環境技術活用推進官及び産業保健企画官それぞれ一人を置く。

２　労働環境対策室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船員手帳に関すること（安全政策課、労働環境技術活用推進官及び産業保健企画官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

３～７　（略）

８　産業保健企画官は、命を受けて、船員の健康の保持増進に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（国際業務室及び舟艇室並びに船舶産業基盤整備推進官、人材政策企画官、船舶産業技術活用推進官及び船舶流通推進官）

第百一条　船舶産業課に、国際業務室及び舟艇室並びに船舶産業基盤整備推進官、人材政策企画官、船舶産業技術活用推進官及び船舶流通推進官それぞれ一人を置く。

２　国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　造船に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二　外国における造船政策及び造船事情に関する調査及び資料の収集に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

３～５　（略）

６　船舶産業基盤整備推進官は、船舶、船舶用機関又は船舶用品の製造、改造、整備又は販売の事業を営む者の合併又は当該事業の協業の推進による産業基盤の整備に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７　（略）

８　船舶産業技術活用推進官は、船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する先端的な技術の活用の推進に関する企画及び立案に関する事務（海洋・環境政策課及び舟艇室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

９　船舶流通推進官は、船舶の流通の増進に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（舟艇室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官）

第百十三条　技術企画課に、建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、港湾工事高度化指導官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

２　建設企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官、品質確保企画官及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官及び労働環境技術活用推進官）

第九十八条　船員政策課に、労働環境対策室及び雇用対策室並びに国際業務調整官及び労働環境技術活用推進官それぞれ一人を置く。

２　労働環境対策室は、次に掲げる事務（国際業務調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境及び船員手帳に関すること（安全政策課及び労働環境技術活用推進官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

３～７　（略）

（新設）

（国際業務室及び舟艇室並びに生産技術イノベーション企画調整官、人材政策企画官及びシップリサイクル対策調整官）

第百一条　船舶産業課に、国際業務室及び舟艇室並びに生産技術イノベーション企画調整官、人材政策企画官及びシップリサイクル対策調整官それぞれ一人を置く。

２　国際業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　造船に関する国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係者との連絡調整に関すること（総務課及び生産技術イノベーション企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

二　外国における造船政策及び造船事情に関する調査及び資料の収集に関すること（総務課及び生産技術イノベーション企画調整官の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

３～５　（略）

６　生産技術イノベーション企画調整官は、造船に関する生産技術の革新に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（総務課及び海洋・環境政策課並びに舟艇室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

７　（略）

８　シップ・リサイクル対策調整官は、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（海洋・環境政策課及び検査測度課並びに舟艇室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（新設）

（建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官、港湾工事安全推進官、品質確保企画官、技術基準調整官及び国際標準化推進官）

第百十三条　技術企画課に、建設企画室、港湾保全政策室及び技術監理室並びに技術企画調整官一人、港湾工事安全推進官三人並びに品質確保企画官、技術基準調整官及び国際標準化推進官それぞれ一人を置く。

２　建設企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官及び品質確保企画官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）